

3月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月24日(水)
午前10時00分から午前11時30分
- 2 場 所 宗像市役所 北館2階 202会議室
- 3 出席委員 委員 石丸哲史
委員 宮司葉子
委員 大庭多美枝
委員 脇田哲郎
教育長 高宮史郎
- 4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長徳永淳、教育子ども部理事兼学校管理課長中村時広、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課参事兼社会教育主事久保謙司、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事川原慎一郎、教育政策課指導主事名切太志、図書課長織戸由美子、子ども育成課長本田和徳、子ども育成課参事賀来元彦、人事課長高崎浩、子ども育成課主幹兼子ども育成係長本田康浩、人事課人事係長椎葉寛、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主任主事飯野佳代
※傍聴 なし
- 5 (2/16定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第27号 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について《承認》

【高宮教育長】議案第27号、機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について、事務局から説明をお願いします。

【人事課人事係長】人事課の椎葉です。よろしくお願いします。令和3年度機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について、令和3年度宗像市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に付議するものです。詳しくは、27ページの資料2をご覧ください。昨年11月にご説明しておりました機構改編について、左側が令和2年度、右側が令和3年度で新旧をお示ししております。変更箇所を黄色で示しております、主なところでは新型コロナウイルス感染症対策推進室、デジタル化推進室とい

ったところを目玉として改編を行うこととしております。教育委員会に関わる部分としましては、文化財課と世界遺産課が一つになり、世界遺産課として教育委員会の所管になること、それと教育政策課内に特別支援係を新設しますということを昨年11月にご説明しておりました。関係の条例や所掌事務についてはその中でご承認いただいたところですが、その他所管の名前等軽微な規則改正については3月の教育委員会でご説明させていただきますということを申し上げておりました。本日はそのご提案でございます。資料戻っていただきまして24から25ページの新旧対照表をご覧ください。こちらに6本分の規則改正をあげておりますが、いずれも教育子ども部に変更といったことや文化財課が世界遺産課に変わるといった名称変更に伴う改正でございます。説明は以上でございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案第27号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第27号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第27号は承認されました。

② 議案第28号 宗像市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について《承認》

【高宮教育長】続いて、議案第28号、宗像市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】教育政策課の中野でございます。よろしく申し上げます。議案第28号、宗像市教育支援委員会規則の一部を改正する規則についてです。29ページの資料3をご覧ください。提案理由は、教育支援委員会の委員の定数を変更するために改正するものです。31ページの新旧対照表をご覧ください。変更の内容は、人数を18人以内から22人以内にするものと、「担当教諭」を「担当教員」に改めるものです。33ページをご覧ください。まず教育支援委員会についてご説明します。教育支援委員会では、発達検査の結果や就学相談の面談内容をもとに、子どもにとって最適な学習の場を総合的に判断しております。就学相談では、本人と保護者、担任が相談に来られ、大学教員または特別支援学校教諭による心理学的診断、小中学校の校長による教育相談、小児科医師による医学的診断を行っております。就学相談での面談内容と発達検査の結果をもとに、教育支援委員会による判断会議を行っております。続いて34ページをご覧ください。こちらが教育支援委員会のメンバーです。委員会は、委員の過半数が出席しなければ成立しないことになっており、現状では、知識経験を有する者の区分で宗像医師会から選出の2人の委員については交代で出席いただいている状況です。近年委員会の回数が増加していることから、医師会から医師の負担軽減について要請があり、委員を3人に増加して1人当たりの出席

回数を減少させるものです。また、指導主事の区分につきまして、特別支援教育の充実のため、教育委員会に配置する特別支援教育指導員、今年度までは特別支援教育アドバイザーと呼んでおりますが、この特別支援教育指導員を令和3年度に1人増員を予定しております。そのため、指導主事の区分についても2人とするものです。また、その他教育委員会が必要と認める者の区分の中に、今回新たに特別支援教育コーディネーターを2人追加しております。これは、児童生徒にとって最も適した就学先について、学校における特別支援教育の中核である特別支援教育コーディネーターの意見を求めるために追加するものでございます。以上のことから、委員を18人以内から22人以内とします。また、「担当教諭」を「担当教員」に改めることについては、現状では特別支援学級の担任を教諭以外の講師が担うこともあり、広く教員とするものでございます。説明は以上です。

【高 官 教 育 長】ありがとうございました。それではご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【脇 田 委 員】これは、特別な配慮が必要なお子さんに専門的な見地から見立てをされるわけですが、そのことがさらに教育までおりにいくためには、学校、保護者の理解を得なければならないところもあります。通常の学級でという保護者の願いがあったとして、学校の見立ては特別支援学級でもっと専門的な教育をとる思いがある場合など、学校、保護者、教育委員会の連携はどうなっているのでしょうか。

【教育政策課長】これまで就学相談に来られる方で、先生方から就学相談に行つてはどうかと言われて、保護者の方が詳しく説明を受けずに来られるケースも過去にあったようです。そうすると、こういうことがあるというのをご存知なかったり、やはり通常学級を望まれたりすることもありました。そのため、今年度からアドバイザー、その前は教育相談員が学校での面接や聞き取りをする中で、学校から十分な説明を保護者に行つた上できてくださいということをお願いしています。また、就学相談は15分くらいの時間ではありますが、その中で大学の先生や医師の方から助言をいただくようなかたちで保護者にもしっかりとご説明をいただくようにしています。そして最後の判断会議の段階ですが、ここに担当の学校の校長や教頭、担任の先生が来られることもありますので、この中でも、こういった指導が良いのではという助言がなされますので、それを持って帰つて学校の方でお話をいただくということは行つております。

【脇 田 委 員】保護者というよりも、祖父母世代の特別支援教育に対する見方、考え方が非常に偏見に満ちていることがあります。その子にとって最適な教育環境である特別支援学級ですよと言ってもそこをなかなか理解してもらえない。私が関わつた子の場合は、5年かけて特別支援学級に入った子もいます。特別支援教育に対する保護者や地域の方の本当の理解、その辺りが学校だけでは難しいですので、教育委員会も一緒になって取り組んでいく必要がありますよね。せつかくこうした委員会があつて、充実していくのであれば、そういう方向も視野に入れながらさらに質を充実させていくのが良いのではないかと思います。

【高 宮 教 育 長】ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【大 庭 委 員】すみません。お尋ねですが、まだ私が現場にいる頃に、保護者が特別支援学校を望まれていて、学校もそう判断していて、就学相談でもその結論が出たのですが、その子が情緒で、特別支援学校には情緒の子は規定で入れなかったんです。もう年数か経っていますので、現在の状況が分かれば教えていただけますか。

【村 上 指 導 主 事】特別支援学校という枠で情緒という判断でしょうか。恐らく判定の中で知的のようなものが含まれていれば判断として適うかと思います。もう一つは、特別支援学校という措置であれば、県の教育委員会による判断がなされますので、そこで新たなステップが加わったのではないかなと思います。そのような状況は近年はあまり起こっていないと思います。

【大 庭 委 員】色々手は尽くしたのですが、制度的にその当時はだめでした。それが改善されていれば良いなと思ったのですが。

【村 上 指 導 主 事】特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室という判断が下る時に、それぞれの枠組みの中で教育することができる障害区分というのが明確にありますので、程度の重さの部分とその子の主たる障害の内容から相対的に判断されることとなります。ただ実際にそういう状況があったということですね。

【大 庭 委 員】はい。そういう子どもを預かる病院に入院していた子なのですが、いつまでもそこにといいわけにはいかないですね。そういう制度として対応できない子どもたちがどうにかならないかなということを願っていたのでご質問しました。ありがとうございました。

【高 宮 教 育 長】ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】それでは議案第28号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第28号は承認されました。

③ 議案第29号 宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について《承認》

【高 宮 教 育 長】続いて、議案第29号、宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてです。事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】37ページの資料4をご覧ください。議案第29号、宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてです。提案理由は、現在学校運営協議会規則において校長が毎年度承認を受けるべき基本方針の内容について定めておりますが、モデル学園の取組みを踏まえまして、学園単位で承認を受けることが難しく、またその必要性が低いものについて削除するため、学校運営協議会規則の一部を改正するものでございます。40ページをご覧ください。規則の第3条です。ここに、学校運営に関する基本的な方針

の承認として、5項目について掲げておりました。当初国が示した通りに承認の内容を定めておりましたが、第4項の「学校予算の編成及び執行に関する事」、第5項の「施設管理及び施設設備等の整備に関する事」につきましては、学園により基本的な構想を作成するものではありませんので、承認の必須事項から外すものでございます。説明は以上です。

【高 官 教 育 長】ありがとうございました。それでは議案第29号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 官 教 育 長】それでは議案第29号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 官 教 育 長】全員賛成で議案第29号は承認されました。

④ 議案第30号 宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について《承認》

【高 官 教 育 長】議案第30号、宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】45ページの資料5をご覧ください。議案第30号、宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則についてです。提案理由は、教育職員の健康及び福祉の確保を目的に、時間外在校等時間の上限を定めるため、宗像市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。48ページの新旧対照表をご覧ください。「業務量の管理」の章を新たに追加します。続いて50ページに赤字で示している部分が今回追加している部分になります。時間外在校時間の上限につきましては、平成31年4月に「宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を教育委員会で決めました。その内容と同じものでございますが、実効性を高めるためにガイドラインから格上げをするかたちで規則整備を行うものです。福岡県も同じ内容で県立学校管理規則の改正を行っておりまして、施行期日も県と合わせて令和3年4月1日としております。説明は以上でございます。

【高 官 教 育 長】ありがとうございました。それでは議案30号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 官 教 育 長】それでは、議案第30号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 官 教 育 長】全員賛成で議案第30号は承認されました。

⑤ 議案第31号 宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について《承認》

【高 官 教 育 長】議案第31号、宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】51ページの資料6をご覧ください。議案第31号、宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてです。提案理由は、予算の執行において支出負担行為の決裁区分ごとの上限額を見直すため、宗像市教育委員会事務決裁規程を改正するものでございます。54ページからの新旧対照表をご覧ください。別表第4になりますが、歳出の決裁権につきましては、地方自治法に基づき定めております。昨年、まず7節の賃金を削除いたしました。今回は8節の報償費以降の節番号について、財務会計システムの改修が整いましたので繰り上げるものでございます。また、専決の内容については、業務の効率的な遂行を図るため決裁権限を改正いたします。8節の報償費でご説明しますと、現行で30万円以上の報償費を教育長決裁としておりましたが、これを部長決裁とし、30万円未満を課長決裁とすることにより、業務の効率化を図るものでございます。以下も同様のかたちで区分を改めております。この改正につきましては、財政課長を含む庁内ワーキングで検討され、市長部局と合わせた改正でございます。説明は以上です。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案31号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第31号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第31号は承認されました。

⑥ 議案第32号 宗像市学校教育基本計画後期計画の策定について《承認》

【高宮教育長】議案第32号、宗像市学校教育基本計画後期計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】57ページの資料7をご覧ください。委員の皆さまには後期計画の最終版もお配りしております。議案第32号、宗像市学校教育基本計画後期計画の策定についてです。提案理由は、後期計画について令和3年1月27日から2月25日まで実施したパブリックコメントで提出された意見に対する回答についてご承認いただくとともに、それを反映した同計画についてご承認いただくものです。パブリックコメントでは2人の方から10件の項目について意見を頂いております。59ページからが意見に対する回答案でございます。概要をご説明いたします。1つ目の意見は計画全般に対するもので、コロナ対策に関する注釈を入れた方が良いのではないかというご意見でした。回答としましては、本計画は中長期的な学校教育の目標や基本的な方向性を示すもので、年度ごとの教育方針を定める際の指針とするものとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始めとする社会の様々な状況に対応し、子どもの学びの保障に取り組んでいく考えで策定しているということを記載しております。計画の最終版においても、「はじめに」のページで教育

長の言葉でも同じように触れておりますので、対応としては原案どおりといたします。続いて2番目と5番目の意見を始め、コミュニティ・スクールに関するご意見を多くいただいています。これらは小中一貫コミュニティ・スクールの周知不足によるものですので、目的や方法について地域住民や保護者の方へ周知をしていくこととして原案どおりとしております。続いて9ページに対するご意見です。こちらは表現に関するご意見でしたので、意図を説明し原案どおりとしております。次は20ページに対するご意見です。不登校、電話がない、保護者が自治会に加入していないなど地域と関わりがない子どもへのフォローについて、地域に拠点を設置してはというご意見です。回答としましては、児童生徒には個に応じたきめ細やかな指導や支援の充実、相談体制の充実が必要であり、そのことをすでに計画に反映しているため原案どおりとしております。子どもの居場所や相談拠点につきましては、ご意見を踏まえ検討するとしております。最後に41ページに対するご意見です。小中一貫コミュニティ・スクールの導入に当たり、市民の皆さまのご意見を得るために法的根拠等を記載してはというご意見でした。これについては、根拠となる法令について記載しておりませんでしたので、用語解説に追記するかたちで修正することとしております。最終版の計画では42ページから用語解説がありますが、その※2でコミュニティ・スクールの解説をしております。そちらに追記しております。この件についてのみ一部修正としております。回答の説明は以上でございます。ご承認いただけましたら、これを反映したかたちで後期計画の完成とさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案32号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【脇田委員】はい。質問に対しては適切な回答であると思うのですが、質問の中身を見るとコミュニティ・スクールへの理解が十分ではないというのがわかりますよね。コミュニティ・スクールをすれば学校や教員の負担が増えるというのは一方的な見方であって、ではそれをどう市民に伝えていくのか、それがこれからの課題だと思っておりますので、確実に進められる必要があるのではないかと思います。以上です。

【高宮教育長】ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第32号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第32号は承認されました。

7 報告

【教育子ども部】

<子ども育成課>

- 1 「宗像市子ども基本条例」に基づく市立学校での取組報告
- 2 不登校の児童・生徒を対象とした体験活動支援事業

<図書課>

- 1 小学生図書委員活動・中学生図書（文化）委員活動サポート報告

<教育政策課>

- 1 令和2年度宗像市統一学力テストの結果について
- 2 令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の選任について
- 3 宗像市立学校の令和2年度の児童生徒数・学級数（令和3年3月1日）及び令和3年度推計について
- 4 令和3年度定例教育委員会日程表（案）について
- 5 令和3年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について
- 6 行政報告について
- 7 後援報告について

<事務局員以外退席>

- ⑦ 議案第33号 宗像市立学校教職員の人事異動について《承認》
- ⑧ 議案第34号 宗像市教育委員会事務局職員の人事異動について《承認》

※上記2議案については、人事案件のため、議事録なし。

【高宮教育長】次回は、令和3年4月20日火曜日の午前10時30分から304会議室にて定例教育委員会を開催します。

令和 3 年 4 月 20 日

高宮史郎

石丸哲史